平成２９年（フ）第７３４号
大阪府摂津市鳥飼西２丁目41番10号
債務者　岡崎　有希（旧姓近藤）
1　決定年月日時　平成29年３月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月17日まで
5　免責審尋期日　平成29年６月６日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第７８７号
大阪市都島区友渕町３丁目３番21号
債務者　林　　正美
1　決定年月日時　平成29年３月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月17日まで
5　免責審尋期日　平成29年６月２日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第８４４号
大阪府寝屋川市木田元宮２丁目８番２号（202号）
債務者　瀬戸香代子
1　決定年月日時　平成29年３月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月17日まで
5　免責審尋期日　平成29年６月６日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第８４８号
大阪府三島郡島本町山崎３丁目２番４－611号
債務者　兼田　紘己
1　決定年月日時　平成29年３月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月17日まで
5　免責審尋期日　平成29年６月２日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第９１７号
大阪府交野市東倉治３丁目２番３号
債務者　大谷　　拓
1　決定年月日時　平成29年３月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月17日まで
5　免責審尋期日　平成29年６月２日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第８２号
静岡市葵区八千代町10番地の１　メゾンフォレスト201号、旧住所静岡市葵区沓谷６丁目14番地の８
債務者　森田　浩正
1　決定年月日時　平成29年３月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月19日まで
5　免責審尋期日　平成29年５月22日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第８２号
栃木県日光市今市1214番地５　フェリチタインカーザＢ棟202号、前住所栃木県日光市大室1830番地172
債務者　渡邉　政江
1　決定年月日時　平成29年３月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月22日まで
5　免責審尋期日　平成29年４月28日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２９年（フ）第８６号
栃木県宇都宮市西大寛１丁目４番13号
債務者　綱川　孝子
1　決定年月日時　平成29年３月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月22日まで
5　免責審尋期日　平成29年５月12日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２９年（フ）第９３号
栃木県宇都宮市江曽島１丁目９番12号　サン・ガーデン江曽島202号室、前住所栃木県真岡市長田576番地３　チェリーブロッサム・ガーデン102号
債務者　小野口有美（旧姓栗原）
1　決定年月日時　平成29年３月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月22日まで
5　免責審尋期日　平成29年５月12日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２９年（フ）第９８号
栃木県栃木市大平町富田378番地７　橋本アパート
債務者　畠中　　努
1　決定年月日時　平成29年３月23日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月22日まで
5　免責審尋期日　平成29年５月12日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２９年（フ）第１２号
栃木県足利市福富町1352番地１　セレーナ・カーサ103、前住所栃木県佐野市高萩町549番地10
債務者　栃木　弘志（旧姓柏瀬）
1　決定年月日時　平成29年３月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月22日まで
5　免責審尋期日　平成29年５月19日午前11時30分
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２８年（フ）第７３０号
静岡県御殿場市新橋1461番地　セジュール山崎Ｂ201、旧住所静岡市清水区長崎713番地の１
債務者　望月　香折
1　決定年月日時　平成29年３月23日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月22日まで
5　免責審尋期日　平成29年５月23日午後２時
静岡地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第７３１号
静岡県御殿場市新橋1461番地　セジュール山崎Ｂ201、旧住所静岡市清水区長崎713番地の１
債務者　栗田香好美
1　決定年月日時　平成29年３月23日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月22日まで
5　免責審尋期日　平成29年５月23日午後２時
静岡地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第６２号
静岡市駿河区中村町72番地　コーポアプリコット306号
債務者　竹沢　真美
1　決定年月日時　平成29年３月23日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月22日まで
5　免責審尋期日　平成29年５月23日午後２時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第７９号
岡山市北区西長瀬1207番地11
債務者　久永　正和
1　決定年月日時　平成29年３月23日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月22日まで
5　免責審尋期日　平成29年６月８日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部